

保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号八に基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件（平成十七年七月金融庁告示第四十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>保険業法施行規則第二百十二条第四項等に基づき、金融庁長官が定める金融機関を定める件</p> <p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第四項、第二百十二条の二第四項、第二百十二条の四第四項及び第二百十二条の五第四項に基づき、金融庁長官が定める金融機関を次のように定め、平成十七年十二月二十二日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則第二百十二条第四項、第二百十二条の二第四項、第二百十二条の四第四項及び第二百十二条の五第四項に規定する金融庁長官が定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p>	<p>保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号八に基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件</p> <p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十七年内閣府令第八十四号）附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号八に基づき、金融庁長官が定める金融機関を次のように定め、平成十七年十二月二十二日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号八に規定する金融庁長官が定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p>